

( 広報資料 )

平成 15 年 8 月 25 日  
都 市 計 画 局  
( 担当 都市企画部交通政策課  
TEL 222-3483 )

烏丸地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議及び向島地区交通  
バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に係る委員の公募について

地下鉄四条駅・阪急烏丸駅を中心とする「烏丸地区」及び近鉄向島駅を中心とする「向島地区」について、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）に定められた「移動円滑化基本構想」を策定するための「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議」を設立し、下記のとおり委員を公募しますので、お知らせします。

記

1 設置目的

交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議は、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する重点整備地区を対象に、同第 6 条に規定する移動円滑化基本構想を策定するに当たり、その案の検討を行うことを目的とする。

2 委員数及び任期

公募による委員の数はそれぞれの連絡会議ごとに各 2 名(男女 1 名ずつ)とする。  
任期は、平成 15 年 10 月上旬から 2 年間とする。

3 応募資格

次の全ての条件を満たすことを応募資格とする。

( 1 ) 次の区に在住又は通勤・通学の方

烏丸地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議	向島地区交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議
中京区又は下京区	伏見区

( 2 ) 18 歳以上の方 ( 平成 15 年 9 月 1 日現在 )

( 3 ) 国・地方公共団体の議員及び常勤の公務員でない方

#### 4 応募締切

平成15年9月16日(火)(必着)

#### 5 応募方法

募集チラシに添付の応募用紙に、必要事項及び「交通バリアフリー移動円滑化基本構想策定連絡会議に応募する理由」を200字以上400字以内で記入し、郵便、ファクシミリで交通政策課へ送付するか、又は交通政策課のホームページから応募してください。

応募ホームページURL：

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/civil/20030825.html>

募集チラシは以下の場所で配布しています。

阪急烏丸駅	近鉄向島駅
地下鉄四条駅	伏見区役所
中京区役所	市庁舎案内所
下京区役所	

#### 6 選考

応募書類に基づき選考します。選考結果は9月下旬に、応募者全員に通知します。

#### 7 委員の任務

委員は、任期中、計6回の連絡会議(予定)と1回の現地踏査(予定)に出席し、移動円滑化基本構想の案の検討を行います。会議は平日昼間に開催の予定です。

第1回会議は、10月上旬の開催を予定しています。

#### 8 報酬

会議(現地踏査を除く。)への出席ごとに、市長が別に定める額を支払います。

#### 9 応募先・お問合せ先

〒604-8571(住所記載不要)  
京都市都市計画局都市企画部交通政策課

電話 075-222-3483

FAX 075-222-3472

ホームページ：

<http://www.city.kyoto.jp/tokei/trafficpolicy/index.html>